

第三次志木市子ども読書活動推進計画

令和3年度～令和7年度



カバル©

(公財) 志木市文化スポーツ振興公社

令和3年3月

志木市教育委員会

目次

第一章 第三次志木市子ども読書活動推進計画

1	計画策定の目的	1
2	国・県・市の動向	2
3	計画の位置づけ	3
4	計画の期間・対象	3
5	取組の主体	3
6	基本方針	4
7	計画の進行管理と検証	5

第二章 これまでの取組

1	第二次志木市子ども読書活動推進計画	6
2	第二次計画期間における取組と課題	7
	基本方針1 図書館～学校～地域	
	基本方針2 図書館～学校～地域	
	基本方針3 図書館～学校～地域	
	基本方針4 図書館～学校～地域	
	基本方針5 図書館～学校	
3	計画推進体制の整備	15

第三章 第三次計画における推進方策

1	主体別の基本方針に基づいた推進方策	16
2	主体別の具体的な施策の取組	18
	図書館での取組	
	学校での取組	
	地域での取組	
3	主要な重点施策の取組	25

《資料編》

- ・市立小中学校児童・生徒読書調査結果(平成27年～平成30年度、令和元年度)
- ・志木市子ども読書活動推進会議設置要綱
- ・志木市子ども読書活動推進のための実務担当者会議設置要綱

第一章 第三次志木市子ども読書活動推進計画

1 計画策定の目的

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、心の成長に大きな役割を果たすものであり、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。

国が平成13年に「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」という基本理念のもとに「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定してから20年が経過いたしました。

本市においても、すべての子どもが読書に親しむための「機会の提供・充実」と「環境の整備・充実」を計画的に図ることを目的に、平成23年度から第一次計画、平成28年度から第二次計画と5か年ごとに「志木市子ども読書活動推進計画」を策定し、積極的な推進に努めてまいりました。具体的には、「読書をしない子」がいなくなることを目指し、本市の実状を踏まえ、5つの基本方針（第一章の6を参照）に基づく様々な施策の展開を図っております。しかしながら、1か月に本を一冊も読まない児童・生徒の割合は、第一次計画の期間中と比較して改善してはいるものの、小学校高学年になるにつれ、読書離れが起きている傾向が見られます。このことは、中学生までの読書習慣の形成が不十分であることや、高校生になり読書への関心度が低下していること。さらには、昨今のスマートフォンやSNS※等の普及によるコミュニケーションツールの多様化など、子どもたちを取り巻く環境の著しい変化により、読書環境への影響を受けている可能性があることが課題として挙げられます。

このような状況を踏まえ、令和3年度から令和7年度を推進期間とした、「第三次志木市子ども読書活動推進計画」においては、第1に子どもたちの発達段階に応じた読書習慣の形成を図る効果的な取り組みを推進すること。第2に地域、学校、図書館による取り組みを主体とすることはもとより、友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取り組みを充実すること。第3に読書環境の変化による多様なコミュニケーションツールを利用した読書啓発を推進するため、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止策を図った「新しい生活様式」での読書環境の整備と機会の提供を目指しております。

最後に、この計画を策定するにあたり、調査等にご協力いただいた市内小中学校をはじめとする関係機関の皆様には厚くお礼申し上げます。

※SNS (Social Networking Service)・・・インターネット上でのコミュニケーションツール

2 国・県・市の動向

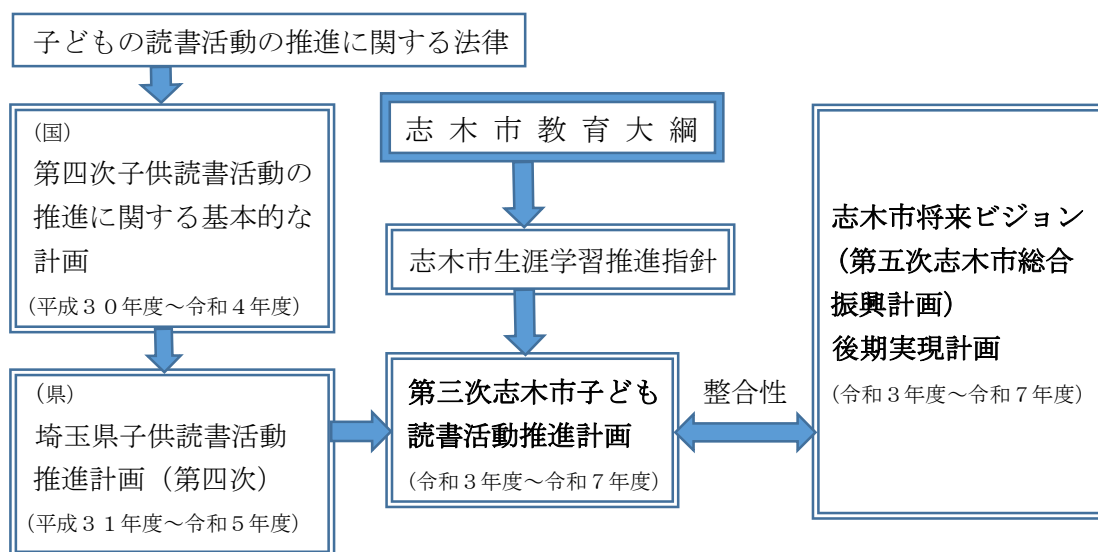
国は、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行しました。この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにしたものです。そして、同法に基づき、国・県は、以下の計画を策定しています。

年月	国	県
平成13年 12月	「子どもの読書活動の推進に関する法律」公布・施行	
平成14年 8月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定 (平成15年度～平成19年度)	
平成16年 3月		「埼玉県子供読書活動推進計画」策定(平成16年度～平成20年度)
平成20年 3月	第二次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定 (平成20年度～平成24年度)	
平成21年 3月		「埼玉県子供読書活動推進計画(第二次)」策定(平成21年度～平成25年度)
平成25年 5月	第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定 (平成25年度～平成29年度)	
平成26年 7月		「埼玉県子供読書活動推進計画(第三次)」策定(平成26年度～平成30年度)
平成30年 4月	第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」策定 (平成30年度～令和4年度)	
平成31年 3月		「埼玉県子供読書活動推進計画(第四次)」策定(平成31年度～令和5年度)

市の動向

平成23年 3月	「志木市子ども読書活動推進計画」策定 (平成23年度～平成27年度)
平成28年 3月	「第二次志木市子ども読書活動推進計画」策定 (平成28年度～令和2年度)

3 計画の位置づけ



4 計画の期間・対象

<期間>

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、社会情勢の変化に応じて計画の見直しを行っていきます。

<対象>

計画の対象は、0歳児から18歳までとします。

5 取組の主体

本計画は、第二次計画に引き続き、子ども読書活動に関わる組織を以下のように区分し、さまざまな施策に取り組みます。

図書館

- ・柳瀬川図書館
- ・いろは遊学図書館
- ・宗岡公民館図書室
- ・宗岡第二公民館図書室

学校

- ・小学校
- ・中学校
- ・高等学校
- ・教育総務課
- ・学校教育課

地域（子ども読書活動推進関連施設）

- ・保育園
- ・幼稚園
- ・子育て支援センター
- ・児童センター
- ・学童保育クラブ
- ・放課後子ども教室
- ・子ども支援課
- ・保育課
- ・生涯学習課
- ・いろは遊学館

6 基本方針

本計画は、第一次、第二次計画に引き続き、次の5つを基本方針とします。

1 子どもが本に親しむための読書環境の整備

子どもが読書習慣を身につけるためには、幼少期から青年期まで、発達段階に応じた興味や感動を与える本に出会える環境が、身近にあることが必要です。このため、図書館と学校図書館が果たす役割は大きく、それぞれが機能を十分に発揮するための図書館資料・設備・人材など、子どもの読書環境の整備・充実を図ります。

2 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

子どもが本に親しみ、さらに読書への意欲を高めていくためには、発達段階に適した読書活動の機会を提供しながら、子どもが自ら進んで読書に親しむ意欲を育成することが必要です。

そのために、図書館、学校、地域それぞれの場で、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止策を図った「新しい生活様式」での読書活動の機会とその情報提供等の充実を図ります。

3 子どもをとりまく大人への啓発・広報の推進

子どもの読書活動を推進するうえでは、子どもをとりまく大人が、読書の楽しさを子どもたちに伝えていくことが大切です。

そのために、子どもの学びの場、遊びの場、子どもをとりまく大人の学びの場等で、様々な情報ツールを用いて、読書活動の意義や大切さについて大人への啓発・広報活動の推進を図ります。

4 地域の子ども読書活動推進関連施設・学校・図書館の相互連携推進体制の確立

地域全体で子どもの自主的な読書活動を効果的に推進するためには、子どもの読書活動に関わる人、機関、団体がそれぞれ担うべき役割を果たしながら、相互に連携・協働する必要があります。このための体制の整備・確立を目指します。

5 専門的職員体制の整備と資質の向上

子どもの読書活動を推進するために、本計画の推進に関わる職員の資質の向上に努めます。

子ども読書活動におけるSDGs（持続可能な開発目標）の推進

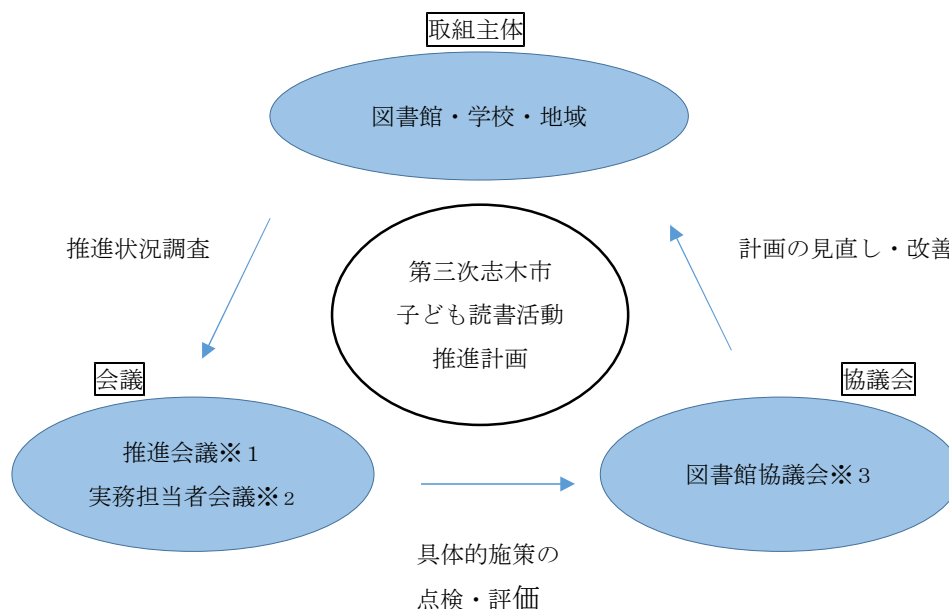
志木市では、市民生活の質の向上と世界水準の都市を目指し、SDGs（エスディージーズ）を推進しています。本計画において、SDGs「目標4：質の高い教育をみんなに」、「目標17：パートナーシップで目標を達成しよう」を目標に子ども読書活動を推進します。

SDGsとは、国際連合が提唱した「地球上の誰ひとりとして取り残さない」の合い言葉のもとに、すべての国や地域が持続的に発展していくために決めた世界共通の17の目標のことで、



7 計画の進行管理と検証

本計画の進行管理は、5つの基本方針に基づく、各主体の取り組みの実行について、各主体の担当施設・担当課ごとに推進状況の調査を毎年実施します。その調査結果を踏まえ、子ども読書活動推進関連の会議を開催し、具体的施策の点検と評価を行い、志木市立図書館協議会において、計画の見直しと改善を図ります。



※1 推進会議・・・志木市子ども読書活動推進会議

※2 実務担当者会議・・・志木市子ども読書活動推進のための実務担当者会議

※3 図書館協議会・・・志木市立図書館協議会

第二章 これまでの取組

1 第二次志木市子ども読書活動推進計画

平成23年3月策定の「志木市子ども読書活動推進計画」（以下、第一次計画という）では、5つの基本方針に基づき、子ども読書活動推進に取り組みました。

また、第一次計画では主要施策を次のとおり、

- ・小・中学生の不読者数をゼロにする
- ・連携推進体制の確立
- ・地域ではぐくむ読書習慣
- ・図書館利用の向上

を掲げ、「図書館」、「学校」、「地域」、「家庭」を取り組みの主体として、読書活動の機会や読書環境の整備に取り組みました。

平成28年3月策定の「第二次志木市子ども読書活動推進計画」（以下、第二次計画という）では、5つの基本方針と「図書館」、「学校」、「地域」の取り組み主体は継続し、平成27年10月より開始したブックスタート事業と小中学校において不読率※の改善（目標値：小学校4.49%を0%へ、中学校11.87%を8.00%以下へ）を重点として、読書の楽しみや読書に親しむ機会の提供により読書習慣を身に着ける基盤づくりを進めました。

ブックスタート事業では、図書館とボランティアが協働で、乳幼児健診の際に絵本の配布や図書館の利用案内等を実施しました。さらに、フォローアップ事業として赤ちゃん向け絵本の読み聞かせ、ふれあい遊び等を実施し、0歳からの乳幼児時期において親子で本に触れる場を設けました。

また不読率の改善として、小・中学校の不読者をなくすため、各学校では主に朝読書として、朝の授業前に読書を行う時間を設けるなどの活動を実施しました。毎年、不読率の状況を把握するため、学校に対し読書調査を実施し、令和元年度では小学校3.60%、中学校6.58%という結果となり、小学校では目標値に達することができませんでしたが、0.89%改善いたしました。中学校では、目標値8.00%以下に対し、5.29%改善することができました。こうした第二次計画の現状を鑑み、志木市の子ども読書活動が一層活発になることを目指しています。

(参照) 1か月間に1冊も本を読まなかった児童の割合(%)

	小学校					中学校				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
0冊	4.49	2.34	2.54	6.11	3.60	11.87	2.34	15.86	8.16	6.58

※不読率…1か月間に1冊も本を読まなかった人数の割合

2 第二次計画期間における取組と課題

第二次計画期間において、各関係機関が子ども読書活動に向けて行った主な取り組みについて、基本方針に沿って主体別に「図書館」、「学校」、「地域」ごとにまとめて課題を示しました。

1 子どもが本に親しむための読書環境の整備

○**図書館** (柳：柳瀬川図書館、い：いろは遊学図書館、宗：宗岡公民館図書室、宗二：宗岡第二公民館図書室)

施策	具体的施策	取組（実施機関）
(1) 地域の子どもの読書活動推進関係施設のための環境整備	①蔵書構成の充実と資料の有効利用	・児童書の選定、購入(柳、い、宗、宗二) ・団体貸出用図書の選定、購入(柳)
	②使いやすく親しみやすい児童コーナーづくり	・おすすめ図書のテーマ展示(柳、い、宗、宗二) ・読み聞かせ絵本の展示(柳、い、宗、宗二)
	③公募によるオリジナルキャラクターの制定	・実施案の調整がつかず未制定(柳、い)
	④保育サービスの導入	・利用募集し、希望者に実施(い)
	⑤子どもの読書活動を推進するためのボランティアの確保と育成	・ブックスタートボランティア会議の実施(柳) ・読み聞かせ、おはなしボランティア勉強会の実施(柳、い、宗) ・読み聞かせボランティア養成講座の実施(い) ・おはなしボランティア養成講座の実施(柳)
(2) 児童・生徒のための環境の整備	①教科学習対応図書の充実	・学校への団体貸出(柳、い、宗、宗二)
	②団体貸出サービスの利用案内ガイダンスの実施	・小中学校向け「団体貸出し申込み票」の改定(柳)

【課題】

子どもの読書に関する蔵書は、絵本、読み物について、長く読み継がれている普遍的な価値を持つ図書の収集を行い、適切な蔵書の充実を図ってまいりましたが、調べ物学習等の辞書、事典類の参考図書について、より新しい情報が得られるような収集に努める必要があります。

さらに、子ども読書活動推進に協力するボランティアに対して、新たな人材を養成する講座やスキルアップの研修、定期的な勉強会等を実施し、人材の育成に努める必要があります。

また、障がいを持っている子どもに対応する資料や日本語を母語としない子どもに対する外国語の資料収集にも努める必要があります。

○学校 (小：小学校、中：中学校)

施策	取組 (実施機関)
(3) 図書館と学校図書館間でのより効果的な資料の収集・利用。学校図書館をはじめとする、校内読書環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・朝読書用の図書を選定 ・図書委員によるおすすめ本の紹介ポスターの掲示 ・学級文庫の設置 ・教科別や季節や行事にあわせた図書のテーマ展示 ・図書館の団体貸出の利用 ・調べ学習を中心とした図書の整備 ・「図書室のしおり」の作成、配布 ・学校図書の制定、購入 <p style="text-align: right;">(上記：小、中)</p>

【課題】

各学校で工夫を凝らした図書の展示等、読書環境の整備を充実させる必要があります。

また、学校との連携による図書館資料の情報提供や団体貸出を利用している学校にばらつきがあるため、図書館から各学校へ積極的な利用の促進を図る必要があります。

○地域 (保：保育園、子：子育て支援センター、児：児童センター、学：学童保育クラブ、宗二：宗岡第二公民館)

施策	取組 (実施機関)
(4) ブックスタート事業及びフォローアップ事業への協力	・ブックスタート事業用配布リスト掲載の赤ちゃん絵本の展示、読み聞かせの実施(子)
(5) 子どもが日常的に本に触れ、楽しむことができる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・絵本コーナーの設置(保) ・年齢別児童書の設置(児) ・図書館の団体貸出の利用(学) ・読書の時間の確保(学) ・移動図書室(学童保育クラブへの団体貸出)の実施(宗二) ・読書通帳の活用(宗二)

【課題】

市内の各地区の施設において、年齢別・利用対象別の子どもたちに合った図書の整備として、子どもが興味を持つような環境づくりをする必要があります。

また、乳幼児期から本に触れる機会を増やす方策として、ブックスタート事業の充実を進めていく必要があります。

2 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

○**図書館** (柳：柳瀬川図書館、い：いろは遊学図書館、宗：宗岡公民館図書室、宗二：宗岡第二公民館図書室)

施策	具体的施策	取組 (実施機関)
(1) 乳幼児・小学生向けの機会提供	① 多様な媒体を活用した、乳幼児・小学生向けの蔵書情報、その他読書活動機会に関する情報の発信とPRの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ブックスタート時のブックリストの配布(柳) ・ホームページを利用した事業の情報発信(柳、い、宗、宗二) ・近隣小学校新入学児童への図書館利用登録の促進案内(い) ・近隣小学校の図書室(館)見学の受入(柳、い、宗、宗二)
	② 新入学児童に向けた図書館利用案内(児童用)の配布	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣小学校新入学児童への図書館利用のオリエンテーション(い)
	③ 子どもたちによる図書の紹介を情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもサポーターによる図書の紹介(柳、い) ・小学生ビブリオバトル※大会の開催(柳)
	④ ブックスタート事業の実施及びフォローアップ事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ブックスタート事業の実施(柳) ・乳児向け読み聞かせの実施(柳、い、宗、宗二)
	⑤ 地域の子ども読書活動推進関係施設に対する団体貸出の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保育施設、子育て支援施設、学童保育クラブへの団体貸出(柳、い、宗、宗二)
	⑥ ボランティアとの協働による読書機会提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・絵本の読み聞かせの実施(柳、い、宗、宗二) ・おはなし会、クリスマス会の実施(柳、い) ・学童保育クラブへ訪問し読み聞かせの実施(柳、い、宗、宗二)
	⑦ ボランティアと協働した学校訪問の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級への読み聞かせの実施(い) ・近隣小学校への読み聞かせの実施(宗二)
(2) 青少年向けの機会提供	① 中学校、高等学校と連携し、図書館資料の選定に、生徒の意見を取り入れる機会の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校図書相談員から図書館資料選定の情報提供(柳)
	② 多様な媒体を活用した情報発信とPRの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年向けのテーマ展示、各種情報をホームページに公開(柳、い)

※ビブリオバトル・・・書評合戦

(3) 障がいのある乳幼児・児童・青少年への機会提供	①点字・録音による図書館利用案内の作成	・利用の要望時に作成の予定であったが要望がなく未作成(柳、い)
	②図書館が持つ、障がい者への読書支援機能を対象者に周知	・LLブック※1の選定、展示(柳、い)
	③Webアクセシビリティ※2に配慮したホームページを構築	・図書館システムのバージョンアップに伴いホームページへのアクセシビリティに配慮した機能強化の実施(柳、い、宗、宗二)
	④特別支援学級等関連機関との連携を推進	・近隣小学校特別支援学級でのボランティアによるおはなし会の実施(い)

【課題】

乳幼児から小学生まで、年齢に合わせた読み聞かせ等の事業を実施し、子どもと本を結ぶ機会の提供と充実を図る必要があります。

○学校 (小：小学校、中：中学校、教：教育総務課、柳：柳瀬川図書館)

施策	具体的施策	取組(実施機関)
(4) 小中学校での機会提供	①学校図書館・ボランティア・図書館との連携強化	・ボランティアによる読み聞かせ、おはなし会の実施(小、中) ・人形劇団による人形劇の実施(小、中) ・図書室の休憩時間の開室(小、中) ・図書館資料の学校への運搬業務を委託(教)
	②不読率の改善(小学校4.49%を0%へ、中学校11.87%を8%以下へ)	・市内小・中学生の不読率の調査を実施(柳) <u>結果は資料編に掲載</u> ・朝読書の実施(小、中) ・読書通帳等の作成(小、中) ・図書委員によるおすすめ本、課題図書を紹介(小、中)
(5) 高等学校での機会提供	①学校図書館と柳瀬川図書館、いろは遊学図書館との情報交換機会の創出	・高等学校図書館職員の研修の情報提供(柳)
	②生徒による図書館資料の利用促進	・青少年が選ぶおすすめ図書の案内を掲示(柳)

【課題】

ボランティアによる読み聞かせの実施や、朝読書として朝の始業時間前に読書の時間を設けるなど、積極的な読書活動の機会を提供する必要があります。

※1 LLブック…やさしく分かりやすく書かれている本

※2 Webアクセシビリティ…Webで提供される情報を取得し、そのサービスを利用できること

○地域 (保：保育園、子：子育て支援センター、学：学童保育クラブ)

施策	取組 (実施機関)
(6)それぞれの発達段階に応じた本・ことば・物語(お話)との出会いを提供	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館の団体貸出の利用(保) ・図書館に来館し子どもたちと本選びを実施(保) ・月齢に合った絵本コーナーの設置(子) ・定期的な読み聞かせの実施 (学:志木地区) ・公民館図書室より団体貸出を利用した移動図書室の開設 (学:宗岡地区)
(7)読書習慣につながる家族間のコミュニケーション機会を提供	<ul style="list-style-type: none"> ・各月齢別の読み聞かせの実施(保、子) ・園だよりにおすすめ絵本の紹介(保) ・園に絵本を家庭に貸出(保) ・保護者会で人気のある本の紹介を実施(学)

【課題】

各地域の施設で、図書館の団体貸出の利用が多いので、引き続き、利用の継続を案内し、幅広い年齢の子どもたちが数多い本に触れる機会を増やすよう努める必要があります。

3 子どもをとりまく大人への啓発・広報の推進

○図書館 (柳：柳瀬川図書館、い：いろは遊学図書館、宗：宗岡公民館図書室、宗二：宗岡第二公民館図書室)

施策	取組 (実施機関)
(1)各種イベント等の機会を活用した啓発広報	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども読書の日記念講演会の開催(柳) ・紙芝居、絵本講座の開催(柳) ・市内在住作家による講演「豊かな子育てに本を」の開催(柳)
(2)ブックスタート事業の機会を活用した啓発広報	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児 (9か月児)健診での図書館の利用案内や赤ちゃん向け絵本の紹介等の実施(柳)
(3)ホームページと連動して、多様な媒体を利用した幅広い啓発広報	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや市広報誌等による催し物の情報提供(柳、い、宗、宗二)

【課題】

子どもに関わる読書活動の大切さについて、大人の理解と関心を深めるため、講座等の実施について、計画的かつ継続的な取組が必要です。

○学校 (小：小学校、中：中学校)

施策	取組 (実施機関)
(4)「学校だより」による読書活動の啓発	・「学校だより」に課題図書や新着本の紹介を掲載(小、中) ・「学校だより」に読書関連の記事を掲載(小、中)
(5)読書週間等の機会を活用した啓発	・図書委員による読書関連の催し(ビンゴ、ブックトーク、先生による読み聞かせ等)の開催 ・図書委員によるおすすめ本のポスターの掲示 ・図書カードやしおりの作成 ・朝読書での保護者による読み聞かせ (上記:小、中)

【課題】

現状では、「学校だより」を積極的に活用した広報活動が行われており、引き続き、他の広報活動を含め、保護者などへの読書の重要性を働きかけ周知・啓発をする必要があります。

○地域 (保：保育園、子：子育て支援センター、学：学童保育クラブ、い：いろは遊学館)

施策	取組 (実施機関)
(4)子どもの読書に関する周囲との情報交換や、公共施設等が提供する学習機会の利用	・地域交流事業(遊ぼう会)での読み聞かせの実施(保) ・家庭への園内の絵本の貸出(保) ・「園だより」内での絵本に紹介(保) ・絵本の原作を題材とした人形劇の開催(子) ・図書館等主催のおはなし会等のポスターの掲示(学) ・学童保育クラブ間での図書の情報交換(学) ・赤ちゃん絵本の読み聞かせの実施(い)

【課題】

地域から各家庭へ、子どもの読書について、知識を深め、読書活動の機会を増やすため、あらゆる形において情報発信に努める必要があります。そのためには、定期的な情報交換や交流をする機会を設ける必要があります。

4 地域の子ども読書活動推進関連施設・学校・図書館の相互連携推進体制の確立

○図書館 (柳：柳瀬川図書館、い：いろは遊学図書館、宗：宗岡公民館図書室、宗二：宗岡第二公民館図書室)

施策	具体的施策	取組 (実施機関)
(1) 小中高等学校との相互協力	① 図書館、学校間物流の効率的な運用と情報の提供	・図書館と小中学校との定期的な図書の配送(柳)
	② 担当職員相互の情報交換機会の確立	・子ども読書活動推進のための実務担当者会議の開催(柳)
(2) 図書館、ボランティア、学校及び地域の子ども読書活動推進関係施設との相互協力	① ボランティア、学校、地域の人的交流の機会提供	・学校図書館関係職員全体研修会の開催(柳) ・近隣小学校図書主任、図書相談員との打ち合わせの実施(い)
	② ボランティアと地域・学校との橋渡し	・読み聞かせのため学校訪問(宗二)
	③ ボランティアのための研修機会提供	・ボランティアへ研修会等の情報提供(柳)

【課題】

小中学校への図書の配送等、相互協力の体制は整ってはいますが、ボランティアや地域の子ども読書活動関連推進施設との連携を深めるため、更に交流の機会を増やし、相互協力体制を充実させ、支援に努める必要があります。

○学校 (小：小学校、中：中学校)

施策	具体的施策	取組 (実施機関)
(3) 小中学校間の相互協力	① 学校間の相互協力の実施	・学校間での図書の貸借(小) ・各図書相談員との情報交換(小、中)
	② 学校図書館蔵書の効率的活用	・新刊図書やニーズに合わせた図書の入れ替え(小) ・図書室の図書を学級文庫に貸出(小)
(4) 図書館と小中学校、高等学校の相互協力	① 図書館の団体貸出サービスの活用	・朝読書用図書、学級文庫用図書の貸出利用(小) ・調べ学習用図書の貸出利用(小、中)
	② 図書館に対し、必要とする資料情報を提供	・必要なテーマ(修学旅行等)の資料の充実を依頼(中)
	③ 図書館及び学校職員の情報交換機会の確保	・学校図書館見学会や情報交換会の実施(小、中)

【課題】

学校間の相互協力として、引き続き、情報交換や蔵書の有効活用を実施し、さらに相互協力を推進する体制の強化の必要があります。

○**地域**（保：保育園、子：子育て支援センター、学：学童保育クラブ）

施策	取組（実施機関）
（５）地域が提供する連携事業への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館ボランティアの訪問による読み聞かせ（紙芝居、パネルシアター等）の実施（保、子） ・公民館図書室より移動図書室の開設（学） ・図書館での読み聞かせへの参加（学）

【課題】

図書館と地域が連携を深め、子どもたちの読書意欲を高めるため、読み聞かせなどの機会を増やし参加を促す必要があります。

5 専門的職員体制の整備と資質の向上

○**図書館**（柳：柳瀬川図書館、い：いろは遊学図書館、宗二：宗岡第二公民館図書室）

施策	取組（実施機関）
（１）研修等への参加機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館職員、学校職員等を対象とした図書展示会の参加（柳） ・県内子供読書活動推進交流会の参加（い） ・児童サービス研修会の参加（宗二） ・図書関連研修会の参加（い）
（２）職員を対象とした職場内研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「障がい者差別解消法を理解する」講演会の開催（柳） ・「著作権研修会」の開催（い） ・「図書館カウンターで使える手話講座」の開催（い） ・「本の修理研修会」の開催（い）
（３）図書館相互における研修情報の共有	<ul style="list-style-type: none"> ・県内外図書館関連の研修会の図書館への情報提供（柳）
（４）子ども読書活動推進の技量を持った職員の育成と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館関係職員全体研修会の開催（柳）

【課題】

子どもの読書活動の推進のため、引き続き、児童書担当職員が積極的に各種研修等に参加し、専門的な知識の向上に努める必要があります。

また、図書館から学校や地域の担当職員向けに、実用的な研修を開催するとともに、他の研修等の情報提供を実施する必要があります。

○学校（小：小学校、中：中学校）

施策	取組（実施機関）
(5) 図書館実施の研修への参加促進	・柳瀬川図書館が主催する研修会の参加(小、中) ・図書館職員、学校職員等を対象とした図書展示会の参加(中)
(6) 学校図書館を活用した授業の実例について情報を収集	・埼玉県学校図書館協議会の参加(小、中) ・雑誌「子どもと読書」の事例を収集(小) ・図書館教育ニュースでの事例を収集(中)

【課題】

子どもたちの読書意欲を高めるため研修等の機会を積極的に活用し、学校図書館職員の力量を高める必要があります。

3 計画推進体制の整備

第二次計画期間において、子ども読書活動推進に関する協議会等の体制を以下のとおり設置し整備をしました。

●志木市子ども読書活動推進会議

【設置内容】

子ども読書活動推進計画の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本方針に関する事項を所掌し協議します。

●志木市子ども読書活動推進のための実務担当者会議

【設置内容】

志木市子ども読書活動推進会議と連携し、推進計画の実施に向けた具体的な施策への取り組みについて協議します。

第三次計画期間において、本体制を継続し、担当者相互の連携・協力の実用を図り、子ども読書活動推進に努めます。

第三章 第三次計画における推進方策

1 主体別の基本方針に基づいた推進方策

第三次読書活動推進計画における子どもの読書活動の推進方策として、基本方針に基づき「図書館」・「学校」・「地域」の主体別に施策を掲げ取り組みます。

○図書館での取組

1 子どもが本に親しむための読書環境の整備

- (1) 地域の子どものための読書環境整備
- (2) 児童・生徒のための環境整備

新(3) ICT※を活用した電子書籍や電子図書館の導入

2 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

- (1) 乳幼児・小学生向けの機会提供
- (2) 青少年向けの機会提供
- (3) 障がいのある乳幼児・児童・青少年への機会提供

新(4) 「新しい生活様式」を取り入れた事業展開

3 子どもをとりまく大人への啓発・広報の推進

- (1) 各種イベント等（市民力を活用した企画等）の機会を活用した啓発広報
- (2) ブックスタート事業の機会を活用した啓発広報
- (3) SNS等を活用した幅広い啓発広報

新(4) 保護者や学校職員向けの蔵書案内等での啓発広報

4 地域の子どもの読書活動推進関連施設・学校・図書館の相互連携推進体制の確立

- (1) 小中学校、高等学校との相互協力
- (2) 図書館、ボランティア、学校及び地域との相互協力

5 専門的職員体制の整備と資質の向上

新(1) 外部研修等への参加機会の確保

(2) 職場内研修の充実

(3) 図書館相互における研修情報の共有

新(4) 図書館専門的職員の維持

新・・・新規施策

※ICT (Information and Communication Technology) ……情報通信技術

○学校での取組

1 子どもが本に親しむための読書環境の整備

(1) 学校図書館をはじめとする校内読書環境の整備

新(2) 図書館と学校図書館間でのネットワーク等の利用による蔵書管理

2 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

(1) 小中学校での機会提供

(2) 高等学校での機会提供

3 子どもをとりまく大人への啓発・広報の推進

(1) 「学校だより」や「図書だより」による読書活動の啓発

(2) 読書週間等の機会を活用した啓発

4 地域の子ども読書活動推進関連施設・学校・図書館の相互連携推進体制の確立

(1) 小中学校間の相互協力

(2) 図書館と小中学校、高等学校の相互協力

5 専門的職員体制の整備と資質の向上

(1) 図書館実施の研修への参加促進

(2) 学校図書館を活用した教科関連の情報収集

○地域での取組

1 子どもが本に親しむための読書環境の整備

(1) ブックスタート事業及びフォローアップ事業への協力体制の強化

(2) 絵本コーナーの設置等、子どもが日常的に本に触れる環境づくり

2 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

(1) 発達段階に応じた本・ことば・物語（お話）との出会いの場を提供

(2) 読書習慣につながる家族間のコミュニケーション機会を提供

3 子どもをとりまく大人への啓発・広報の推進

(1) 公共施設が提供する学習機会の利用による読書活動関連の情報収集

4 地域の子ども読書活動推進関連施設・学校・図書館の相互連携推進体制の確立

(1) 地域が提供する読書活動連携事業への参加

新…新規施策

2 主体別の具体的な施策の取組

○図書館での取組



1 子どもが本に親しむための読書環境の整備

(1) 地域の子どものための読書環境整備

① 発達段階に応じた蔵書の充実と図書館資料の有効活用

子どもにとって、図書館は読書の楽しみを知ることができる大切な場です。長く読み継がれている普遍的な価値を持つ、絵本、読み物はもちろんのこと、発達段階に応じた文学性豊かな図書、各分野の調べ学習に役立つ図書を幅広く収集し、適切な蔵書の充実を図ります。

② 子ども読書活動を推進するためのボランティアの育成と新規養成

既存のボランティアに対する研修と新たなボランティア発掘のための養成講座を実施します。

新③ 「子ども読書の日」に関連した読書活動の実施

「子ども読書の日」（4月23日）の普及に関連した読書活動としての行事等を実施します。

新④ 読書通帳の作成・配布の実施

読書の記録となる通帳を作成し配布することで、子どもたちが読書に興味をもつきっかけとし、読書への意欲を促進します。

(2) 児童・生徒のための環境整備

① 新しい学習指導要領に対応した団体貸出用の図書館資料の購入

新しい学習指導要領に対応した学校への団体貸出の図書館資料を積極的に購入します。

② 団体貸出サービスの利用案内ガイダンスの実施

新年度に学校職員に団体貸出サービスの利用案内ガイダンスを実施します。

新③ ICTを活用した電子書籍や電子図書館の導入

従来の紙媒体に限らず図書館資料を電子化した電子書籍や電子図書館の導入を検討し、子どもの成長に応じた読書環境の整備に努めます。

2 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

(1) 乳幼児・小学生向けの機会提供

① 図書館ホームページ等を活用した地域や学校への情報発信とPRの推進

子ども向けの図書館ホームページ等を充実させ、幅広く子どものための読書関連の情報発信やPRの推進を行います。

② ブックスタート事業の実施及びフォローアップ事業の充実・強化

ブックスタート事業の実施の継続と読み聞かせ等のフォローアップ事業の充実と強化に努めます。

③ 地域の子どもの読書活動推進関係施設に対する団体貸出の推進

保育園等の子ども関連施設に団体貸出の利用促進に向けた案内を行います。

④ ボランティアとの協働による読書機会の提供と充実

図書館、学校、地域でボランティアと協働し、子どもが発達段階に適した本と出会う機会を提供するため、子ども向けの本に興味を持つよう工夫した事業の実施と充実に努めます。

⑤ ボランティアと協働した学校訪問の充実

ボランティアと協働し、小学校を訪問して、読み聞かせ等の読書活動の事業の実施と充実に努めます。

新⑥ 小学校の学習指導時における利用案内の実施

小学校の公共施設を学習する單元において、図書館の利用案内を実施し、利用の促進につなげます。

(2) 青少年向けの機会提供

① 中学校・高等学校と連携や協力体制の確立

中学校・高等学校との連携や相互に協力し、図書に関する情報共有など体制を確立し読書機会の提供に努めます。

② SNS等を活用した情報発信とPRの推進

SNS等を活用し、幅広く青少年への読書機会を提供する情報発信やPRの推進を行います。

新③友人同士で本を薦める取組等の実施

同年代で本の紹介をし合うビブリオバトルやゲーム感覚で本を楽しむアニメーション※を実施し、読書活動への機会を提供します。

(3)障がいのある乳幼児・児童・青少年への機会提供

①Webアクセシビリティに配慮した読書案内の実施

障がいのある子どもへの支援として、読書活動に関して必要なサービスが提供できるよう点字図書や音声図書など、一人ひとりの教育的ニーズに応じた図書館資料の整備を図るとともに読書活動の周知に努めます。

②特別支援学級等関連機関との連携を推進

特別支援学級等関連機関との連携を強化し、読書機会の提供の充実を図ります。

新(4)「新しい生活様式」を取り入れた事業展開

新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止策を図った安全な事業の実施が求められているため、「新しい生活様式」を取り入れた事業展開に努めます。

3 子どもをとりまく大人への啓発・広報の推進

(1)各種イベント等(市民力を活用した企画等)の機会を活用した啓発広報

各種イベント(しき図書館パートナーズとの協働企画を含む)を実施し、読書活動の魅力について啓発を行います。

(2)ブックスタート事業の機会を活用した啓発広報

ブックスタート事業として乳幼児健診において、全ての保護者に絵本の紹介等により、本に触れる楽しさを伝えます。

(3)SNS等を活用した幅広い啓発広報

図書館ホームページ以外のSNS等の幅広い媒体を活用し、子どもをとりまく大人へ幅広く啓発広報をして、読書活動の大切さを呼びかけます。

新(4)保護者や学校職員向けの蔵書案内等での啓発広報

保護者や学校職員に向けて、子どもの発達にあわせた蔵書案内等を作成し、活動の促進を行います。

新…新規施策

※アニメーション…子どもが本好きになるための読書の指導法

4 地域の子ども読書活動推進関連施設・学校・図書館の相互連携推進体制の確立

(1) 小中学校、高等学校との相互協力

① 図書館、学校間の効率的な運用と情報の提供

図書館と学校相互での団体貸出の効率的な運用や読書活動の情報提供に努めます。

② 担当職員相互の情報交換機会の確立

学校の担当職員相互の情報交換の機会を積極的に設け、相互協力やコミュニティの推進を図ります。

(2) 図書館、ボランティア、学校及び地域との相互協力

① ボランティア、学校、地域の交流の機会提供

ボランティア、学校、地域の全てにおいて、交流の機会を提供し情報の共有等に努めます。

② ボランティアと地域・学校との橋渡し

図書館を拠点として、ボランティアと地域、学校との相互協力の橋渡しを図ります。

③ ボランティアのための研修機会の提供

ボランティアを対象とした読書活動の知識を養う研修の機会を提供します。

5 専門的職員体制の整備と資質の向上

新(1) 外部研修等への参加機会の確保

図書館職員（会計年度任用職員を含む）を外部機関が実施する児童奉仕業務全般に関わる研修会への参加の機会を確保します。

(2) 職場内研修の充実

図書館職員を対象とした実務に関する様々な研修を実施し、知識・技術の習得に努めます。

(3) 図書館相互における研修情報の共有

図書館相互で、研修等で学んだ内容を共有することで、職員体制の整備を行います。

新(4) 図書館専門的職員確保の維持

子どもの読書活動推進を継続するため、今後を見据えた計画的な図書館専門的職員の確保と人材育成に努めます。

新・・・新規施策

○学校での取組



1 子どもが本に親しむための読書環境の整備

(1) 学校図書館をはじめとする校内読書環境の整備

学校図書館の資料の効率的な収集・充実を図り、活用しやすい読書環境の整備を行います。

新(2) 図書館と学校図書館間でのネットワーク等による蔵書管理

学校図書館と図書館相互でのネットワーク等の利用による、学校図書館資料の管理、整備を行います。

2 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

(1) 小中学校での機会提供

① 学校図書館・ボランティア・図書館との連携強化

子どもの読書活動機会を提供する人、機関、団体が連携することで、子どもの読書活動の取り組みを強化します。

② 不読率の改善

朝読書として朝の始業時間前に読書の時間を設けるなど、子どもが日常生活において、本と親しむことができる環境・機会づくりに努め、不読率を改善するための取り組みを行います。

(2) 高等学校での機会提供

① 学校図書館と図書館との連携と情報の共有

学校図書館と図書館との連携を図り、生徒への読書機会の提供のための情報を共有します。

② 生徒による学校図書館資料の利用促進

読書離れが著しい高校生において、同年代の友人等とのつながりを生かし、友人同士で本を紹介したり、話し合いや批評をしながら読書案内を行う取り組みによって、読書への関心を高め、学校図書館資料の効果的な利用を促進します。

3 子どもをとりまく大人への啓発・広報の推進

(1) 「学校だより」や「図書だより」による読書活動の啓発

「学校だより」や「図書だより」を有効利用し、新着図書の紹介等、各学校の特色を活かし、工夫をこらした読書活動の啓発を行います。

(2) 読書週間等の機会を活用した啓発

読書週間（10月27日～11月9日）に合わせて、読書を奨励する図書
の展示や行事を実施し、読書の機会を促します。

4 地域の子ども読書活動推進関連施設・学校・図書館の相互連携推進体制 の確立

(1) 小中学校間の相互協力

① 学校間の相互協力の強化

学校間の相互の連携の実施・強化により、読書環境の更なる充実を
目指します。

② 学校図書館蔵書の効率的活用

学校図書館の資料をそれぞれの教科や学習方法に見合った効率的な
活用を行います。

(2) 図書館と小中学校、高等学校の相互協力

① 図書館の団体貸出サービスの有効活用

図書館の団体貸出サービスとして、教科や行事に沿った図書館資料
の貸出し利用をするなど有効的な活用を行います。

② 図書館に対し、必要とする図書館資料情報を提供

教科や行事、生徒の読書傾向などを図書館に情報提供をし、蔵書に対
する環境の充実に努めます。

③ 教職員及び図書館の情報の共有

学校図書館関係職員間と図書館の読書活動関連情報の共有に努め、
連携体制の確立を推進します。

5 専門的職員体制の整備と資質の向上

(1) 図書館実施の研修への参加促進

学校図書館関係職員を対象とした図書館の実務研修を継続的に実施し、
参加の促進を図ります。

(2) 学校図書館を活用した教科関連の情報収集

学校図書館の資料から幅広く教科関連の情報を収集して、授業に活か
し、学習活動を推進します。

○地域での取組



1 子どもが本に親しむための読書環境の整備

(1)ブックスタート事業及びフォローアップ事業への協力体制の強化

図書館実施のブックスタート事業及びフォローアップ事業への協力体制を強化し、更なる家庭への読書に導く環境づくりに努めます。

(2)絵本コーナーの設置等、子どもが日常的に本に触れる環境づくり

各施設において、絵本（児童書）コーナーを設置し、子どもが日常的に本に親しむことができる環境づくりに努めます。

2 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

(1)発達段階に応じた本・ことば・物語（お話）との出会いの場を提供

子どもの発達に応じて、「読む」楽しさを知るための本選びや読み聞かせ等を行い、本・ことば・物語（お話）に触れる機会を提供します。

(2)読書習慣につながる家族間のコミュニケーション機会を提供

地域から家庭において、子どもが「読む」楽しさを知るための読書習慣につながる案内を工夫し、家族間で本に親しむコミュニケーションが増えるよう、本の貸出しや紹介を行い、家族ぐるみの読書の推進に努めます。

3 子どもをとりまく大人への啓発・広報の推進

公共施設が提供する学習機会の利用による読書活動関連の情報収集

図書館等が提供する啓発講座などを利用し、大人が読書活動関連の情報収集を幅広くできるよう広報の推進に努めます。

4 地域の子どもの読書活動推進関連施設・学校・図書館の相互連携推進体制の確立

地域が提供する読書活動連携事業への参加

学校や地域、家庭が連携をすることで、地域を活性化し更なる子どもの読書活動推進を確立していく土台づくりに努めます。

3 主要な重点施策の取組

さまざまな施策のうち、主要な重点施策として、次の3つの取組を掲げます。

○図書館での取組

【読書通帳の作成・配布の実施】 1－(1)－④

図書館で自分が読んだ本の履歴記録をする通帳を作成し、配布することで、子どもの読書意欲を高め、読書習慣を身に付けてもらうことを目的とします。

通帳は、子どもが興味を持ち使用しやすいレイアウトや形態など工夫し、幅広く案内をして多くの子どもたちの手に届くよう配布します。

【ICTを活用した電子書籍や電子図書館の導入】 1－(3)

従来の紙媒体に限らず図書館資料を電子化した電子書籍や電子図書館の導入を検討し、子どもの成長に応じた読書環境の整備に努めます。

【友人同士で本を薦める取組等の実施】 2－(2)－③

読書離れが著しい中学生・高校生の読書の関心を高めるため、同年代で本の紹介をし合うビブリオバトルやゲーム感覚で本を楽しむアニメーションなど工夫した事業を展開し、本の魅力を改めて知るための機会を提供することで、18歳までの全ての子どもへ読書活動を推進します。

【「新しい生活様式」を取り入れた事業展開】 2－(4)

新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止策を図った安全な事業の実施が求められているため、「新しい生活様式」を取り入れた事業展開に努めます。

○学校での取組

【小・中学生の不読率の改善】 2－(1)－②

子どもの読書活動の基盤として、学校における朝の読書活動を継続して行うなど、学校生活における読書活動を推進します。

図書館において、年1回市内小中学校の読書調査を行い、1か月間に1冊も本を読んでいない児童・生徒の割合を、小学生は2.00%以下、中学生は5.00%以下の目標とし、小・中学生の不読率の改善に取り組みます。

○地域での取組

【読書習慣につながる家族間のコミュニケーション機会の提供】 2－(2)

地域から家庭において、子どもが「読む」楽しさを知るための読書習慣につながる働きかけを積極的に行います。家族間で本に親しむコミュニケーションが増えるよう、家族ぐるみの読書機会の提供を行います。地域全体で、子どもの読書活動の重要性を理解し、家庭内で子どもの読書を習慣づける取り組みに努めます。

資料編

市立小中学校児童・生徒読書調査結果（平成27年～平成30年度、令和元年度）

調査実施時期：平成27年・28年11月、平成29年・30年・令和元年10月

実施内容：1か月に読んだ本の冊数（教科書、学習参考書、漫画雑誌は対象外。ただし、知識習得のための学習漫画は含む。）

調査対象：市内小中学校全児童・生徒

調査方法：担任への調査票配布による聞き取り調査 ※中学校のH29年度は、調査は0冊のみ実施。

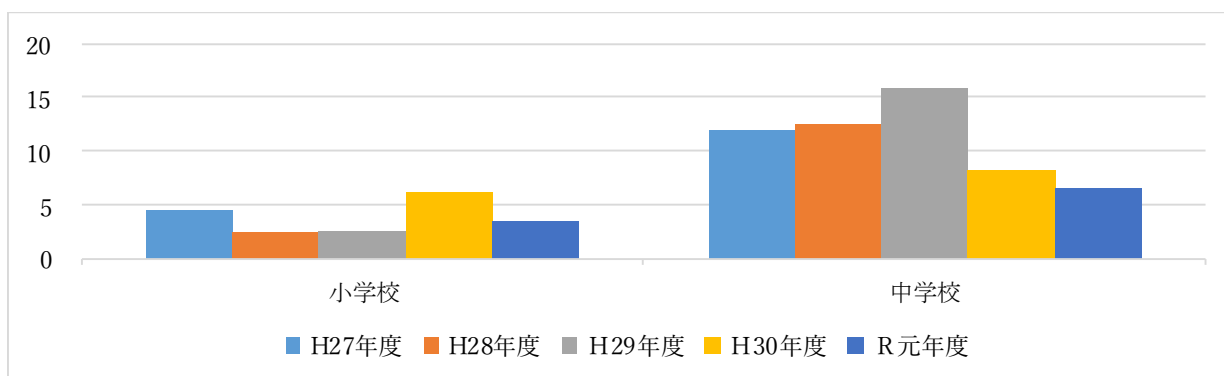
1か月間に読んだ冊数別の児童数(人)

	小学校					中学校				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
10冊以上	1,443	1,618	1,887	1,662	1,742	95	127		116	77
5～9冊	962	888	953	965	944	225	298		229	254
1～4冊	952	1,029	873	955	995	1,138	1,010		1,100	1,121
0冊	162	86	98	236	140	199	208	254	132	107
分からない	87	50	50	43	71	19	23		40	66
計	3,606	3,671	3,861	3,861	3,892	1,676	1,666		1,617	1,625

1か月間に読んだ冊数別の児童の割合(%)

	小学校					中学校				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
10冊以上	40.02	44.08	48.87	43.05	44.76	5.67	44.08		7.17	4.74
5～9冊	26.68	24.19	24.68	24.99	24.25	13.42	24.19		14.16	15.63
1～4冊	26.40	28.03	22.61	24.73	25.57	67.91	28.03		68.03	68.98
0冊	4.49	2.34	2.54	6.11	3.60	11.87	2.34	15.86	8.16	6.58
分からない	2.41	1.36	1.30	1.11	1.82	1.13	1.36		2.47	4.06
計	100	100	100	100	100	100	100		100	100

「不読率の推移」 上記の表において、0冊の児童の割合(%)



志木市子ども読書活動推進会議設置要綱

(設置)

第1条 第二次志木市子ども読書活動推進計画に基づき、当該計画の総合的かつ計画的な推進を図るため、志木市子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子どもが本に親しむための読書環境の整備に関すること。
- (2) 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実に関すること。
- (3) 子どもをとりまく大人への啓発広報の推進に関すること。
- (4) 家庭・地域・学校・図書館の相互協力と連携推進体制に関すること。
- (5) その他推進会議設置の目的を達成するために必要と認める事項

(組織)

第3条 推進会議は、次に掲げる課等の職員のうち、主幹（相当職を含む。）以上の職にある者をもって組織する。

- (1) 志木市立柳瀬川図書館
- (2) 志木市立いろは遊学図書館
- (3) 志木市立いろは遊学館
- (4) 教育政策部教育総務課
- (5) 教育政策部学校教育課
- (6) 教育政策部生涯学習課
- (7) 子ども・健康部子ども支援課
- (8) 子ども・健康部保育課

(任期)

第4条 委員の任期は、選出された日から翌年度の3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 推進会議に会長を置き、志木市立柳瀬川図書館長（以下「柳瀬川図書館長」という。）の職にある者をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する職員がその職務を代理する。

(推進会議)

第6条 推進会議は、会長が必要と認めるときに開催する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明を受け、又は意見を聴くことができる。

(会議の記録等)

第7条 柳瀬川図書館長は、推進会議の経過及び結果を記録し、保管しておかなければならない。

- 2 柳瀬川図書館長は、前項の規定により記録した書面を、別に定めるところにより公表するものとする。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、教育政策部柳瀬川図書館において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

志木市子ども読書活動推進のための実務担当者会議設置要綱

(設置)

第1条 第二次志木市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）に基づき、志木市子ども読書活動推進のための実務担当者会議（以下「実務担当者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 実務担当者会議は、志木市子ども読書活動推進会議と連携し、推進計画の実施に向けた具体的な施策への取組について協議する。

(組織等)

第3条 実務担当者会議は、次に掲げる機関から選出した委員をもって組織する。

- (1) 志木市立図書館
- (2) 志木市立公民館図書室
- (3) 志木市立小学校及び中学校
- (4) 志木市立保育園
- (5) 志木市子育て支援センター
- (6) 志木市児童センター

2 志木市立柳瀬川図書館（以下「柳瀬川図書館」という。）から選出された委員は、会務を総理する。

(会議の記録等)

第4条 柳瀬川図書館の館長（以下「館長」という。）は、実務担当者会議の経過及び結果を記録し、保管しておかなければならない。

2 館長は、前項の規定により記録した書面を、別に定めるところにより公表するものとする。

(庶務)

第5条 実務担当者会議の庶務は、柳瀬川図書館において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、実務担当者会議の運営に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

第三次志木市子ども読書活動推進計画

令和3年3月

編集・発行 志木市立図書館